

令和8年度 熱田区区民まつり「にぎわい秋まつり」  
設営等業務委託にかかる入札後資格確認型一般競争入札  
入札関係資料一覧

熱田区区民まつり実行委員会

- 1 入札公告
- 2 入札説明書
- 3 名古屋市競争入札参加者手引
- 4 様式1 入札書
- 5 様式2 委任状
- 6 様式3 入札辞退届
- 7 様式4 競争入札参加資格確認申請書
- 8 様式5 本店、支店、営業所等所在地確認書
- 9 様式6 履行実績調書
- 10 契約書
- 11 設計書
- 12 業務委託仕様書



## 入札公告

次のとおり入札後資格確認型一般競争入札（持参入札）に付します。

令和 8年 6月 2日

熱田区区民まつり実行委員会 会長 林 秀夫

### 1 入札に付する事項

(1) 件名

令和 8 年度熱田区区民まつり「にぎわい秋まつり」設営等業務委託

(2) 委託内容

契約書等設計図書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年11月19日まで

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年11月19日まで

(5) 履行場所

名古屋市熱田区木之免町：大瀬子公園

(6) 入札方法

持参入札とする。

入札は総額で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）を記載した入札書を提出すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令第 167条の 4第 2各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 令和 7年度及び令和 8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「業務委託」、申請業種「催事等の企画・運営」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等（以下組合という）と当該組合の組合員双方においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとしなない者であること。
- (7) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。

- (8) 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (9) 令和 3年 4月 1日以降に区民まつりに類似したイベントの会場設営、運営等を履行した実績を有すると認められる者であること。
- (10) 名古屋市内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

### 3 入札参加手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒456-8501 名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号

熱田区区民まつり実行委員会

（名古屋市熱田区役所3階地域力推進課内）

電話 052-683-9424

ファックス 052-683-9494

電子メール a6839420@atsuta.city.nagoya.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

熱田区役所ホームページまたは窓口で交付する。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/atsuta/>

(3) 本公告に対する質問

ア 質問方法

質問事項等は、内容を簡潔にまとめ、下記提出先まで電子メールまたはファックスにて送信すること。その際、件名には「熱田区区民まつり業務委託の入札質問書」と記載すること。

イ 提出先

(1)に同じ

電子メールアドレス a6839420@atsuta.city.nagoya.lg.jp

ファックス 052-683-9494

ウ 質問期間

本公告の日から令和 8年 6月 15日(月)午後5時まで

エ 質問の回答

令和 8年 6月 19日(金)までに電子メールまたはファックスで回答し、(2)に示す場所で閲覧に供する。あわせて仕様の補足等が示されることもあるため、入札書の提出前に必ず確認すること。

(4) 入札書の提出日時及び提出場所

ア 提出日時

令和 8年 6月 29日(月) 14時 30分

イ 提出場所

名古屋市熱田区神宮三丁目 1番15号

名古屋市熱田区役所 3階 303会議室

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 8年 6月 29日(月) 14時 45分

イ 場所

(4)イに同じ

(6) 入札回数

初度入札を含め、3回とする。再度入札を行う場合は初度入札の開札時に、再々度入札を行う場合は再度入札の開札時に、再入札書の提出日時等を通知する。詳細は、入札説明書による。初度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再度入札に参加することはできない。また、再度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再々度入札に参加することはできない。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

入札保証金は免除する。なお、契約保証金にあっては名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第31条の規定に該当する場合に免除する。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、下記(6)アで示す競争入札参加資格確認申請書、履行実績調書及び本店、支店、営業所の所在確認書(以下「確認申請書等」という。)に虚偽の記載をした者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

総額で定める

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の入札を行った者のうち、最低価格提示者(以下「落札候補者」という。)から順に、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料の提出を求めて資格の確認を行い、資格があると認める者が確認されたとき、その者を落札者とする。

(6) 確認申請書等の提出期間及び方法

落札候補者となった者は、下記アに示す提出書類をイに定める提出期限までに持参すること。

ア 提出書類

(ア) 競争入札参加資格確認申請書(様式 4)

(イ) 本店、支店、営業所の所在確認書(様式 5)

(ウ) 履行実績調書(様式 6)

イ 提出期限

落札候補者決定通知日の翌日から起算して 2日以内(ただし、日曜日、土曜日、12月29日から 1月 3日までの間及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日(以下

「休日等」という。)は含まない。)に、書面により提出すること。なお、受付時間は午前 8時45分から午後 5時までとする。

提出期日を過ぎた後に落札候補者の都合による申請書の差替え、修正及び再提出を行うことは認めない(入札担当部署からの指示があった場合を除く。)

ウ 提出場所

3(1)に同じ

(7) 競争入札参加資格はないと認められた者に対する理由の説明

ア 競争入札参加資格がないと認められた者には、その理由(以下「無資格理由」という。)を書面により通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して 2日以内(ただし、休日等は含まない。)に、無資格理由について、書面(様式自由)により説明を求めることができる。

ウ イの書面の提出先は、入札公告3(1)に示す場所とする。

エ イに対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

(8) 入札の延期又は中止等

公正な入札の執行のため必要があると認めるときは入札を延期又は中止することがある。

(9) その他

本公告に係る委託は、本公告に定めるものの他、別添「入札説明書」及び「名古屋市競争入札参加者手引」に定めるところによるものとする。

# 入札説明書

## 1 趣旨

熱田区区民まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する入札後資格確認型一般競争入札（持参入札）への参加を希望する者は、入札公告及び関係法令に定めもののほかこの入札説明書に従わなければなりません。なお、名古屋市競争入札参加者手引を準用するものとします。

## 2 入札

- (1) 入札の参加者は、入札書（様式1）に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札公告で示した日時及び場所において、入札担当職員の指示に従い入札箱に投入してください。なお、郵便又は電信による入札は認めません。
- (2) 入札書は、かい書で記入してください。金額については、アラビア数字を用い、その数字の直前に「¥」又は「金」を記入してください。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に関する課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 3 代理人による入札

代理人によって入札しようとする者は、委任状（様式2）を提出してください。ただし、名義人及び使用印鑑が名古屋市に登録されたものと一致する入札書を持参した者は名義人本人とみなすため、この場合は、委任状の提出は不要とします。

## 4 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、自己の入札の完了（持参入札の場合は入札書が入札箱に投入された時点）に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- (2) 入札を辞退する場合は、入札執行前のときは、入札辞退届（様式3）を入札担当部署に持参または郵送してください。入札執行中のときは、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入してください。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けることは

ありません。

## 5 入札書の書換え等の禁止

入札参加者は、自己の入札の完了後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

## 6 開札

開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行うものとし、当該入札者は、その開札に立ち会ってください。ただし、やむを得ない理由により入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない実行委員会事務局職員が立ち会うものとしします。

落札候補者は、予定価格の制限の範囲内の入札を行った者のうち最低価格提示者から順に資格審査を行った上で、後日決定し通知します。

落札候補者に競争入札参加資格がないと認められた場合又は落札候補者の入札が無効とされた場合は、次順位者を落札候補者としします。

## 7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札
- (3) 入札事項を記入せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (4) 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした2通以上の入札
- (5) 委任状を提出していない代理人のした入札
- (6) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- (7) 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず誓約書の提出をしない者のした入札
- (8) 入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (9) 入札公告に定める期限までに完了しなかった入札
- (10) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格の確認に必要な資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (11) 確認申請書等の提出を求められたにもかかわらずその指示に応じない

場合のその者のした入札

(12) その他入札の条件に違反した入札

## 8 再度の入札等

- (1) 開札して、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。
- (2) 再度入札は、原則として、2回(初度入札を含め3回)を限度とします。
- (3) 初度入札又は再度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は再度入札又は再々度入札に参加することができません。

## 9 確認申請書等の提出

- (1) 落札候補者は、競争入札参加資格の確認を受けるため、次の書類(以下「申請書等」という。)を提出するものとします。
  - ア 競争入札参加資格確認申請書(様式4)
  - イ 本店、支店、営業所の所在地確認書(様式5)
  - ウ 履行実績調書(様式6)
- (2) 申請書等は、落札候補者決定通知日の翌日から起算して2日以内(ただし、日曜日、土曜日、12月29日から1月3日までの間及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)は含まない。)に、書面により提出してください。なお、受付時間は午前8時45分から午後5時までとします。

提出期日を過ぎた後に落札候補者の都合による申請書の差替え、修正及び再提出を行うことは認めません(入札担当部署からの指示があった場合を除きます。)
- (3) 競争入札参加資格の確認の結果、当該入札者に資格がないと認められたときは、予定価格の制限の範囲内の入札を行った者のうち次の最低価格提示者を落札候補者とし、(1)及び(2)と同様の手続により、資格の確認を行います。

## 10 落札者の決定

- (1) 競争入札参加資格の確認の結果、落札候補者について資格があると認められた場合は、その者を落札者として決定します。
- (2) 落札者の決定は、書面により通知します。

## 11 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由説明

- (1) 競争入札参加資格の確認の結果、落札候補者について資格がないと認められた場合は、その者に対し、理由を書面により通知します。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して2日以内（ただし、休日等は含まない。）に、入札参加無資格理由について、書面（様式自由）により説明を求めることができます。
- (3) (2)の書面の提出先は、入札公告3(1)に示す場所です。
- (4) (2)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行います。

## 12 入札の中止等

天災地変があった場合は、入札を延期若しくは中止又は入札方法を変更することがあります。

## 13 契約書の作成

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約書に記名押印しなければなりません。ただし、契約金額が200万円以下の場合は、請書によることができます。

## 14 契約保証金

落札者は、施行令第167条の16及び名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号。以下「契約規則」という。）第30条の規定による契約保証金を納付する必要があります。ただし、契約規則第31条の規定に該当する場合は、免除します。

## 15 契約代金の支払方法

契約の相手方は、代金の支払い請求については、名古屋市が定める要件を満たす請求書を使用して行わなければなりません。請求書の記載方法については、本実行委員会の担当者の指示に従ってください。

## 16 入札談合に関する情報があつた場合等の措置

入札談合に関する情報があつた場合その他談合の疑いがある場合は、事実確認等のため、入札を延期することがあります。

入札談合の事実が確認された場合又は入札談合の事実が確認されなかった場合であっても談合等不正行為の疑いが払拭できないと考えられるときは、名古屋市公正入札調査委員会の勧告又は意見に基づき、入札及び契約の公正性を確保するため、入札の中止、入札手続きの変更又は落札若しくは落札候補者決定の取消し（既に契約に至っている場合は契約の解除）その他必要と認める措置を講じることがあります。

## 17 談合その他の不正行為に係る賠償額の予定

この契約において、談合等の不正行為により本市が被つた金銭的損害の賠償については、「賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求します。

## 18 その他

- (1) 入札参加者は、準用する名古屋市競争入札参加者手引（17財監第67号）を熟読し、遵守してください。
- (2) 本入札については、予算その他の理由により、開札の執行を延期若しくは中止、又は入札方法を変更することがあります。これらの場合においても、入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とします。
- (3) 本件入札に関する時間は、入札公告に示した開札場所の時計によります。



## 名古屋市競争入札参加者手引

平成18年3月28日  
17財監第67号

改正 平成18年8月29日 18財監第23号、平成18年12月28日 18財監第57号、平成19年1月30日 18財監第65号、平成19年9月18日 19財契第53号、平成20年1月29日 19財契第104号、平成21年2月2日 20財契第132号、平成21年2月9日 20財契第135号、平成21年7月17日 21財契第18号、平成24年5月14日 24財契第13号、平成25年9月27日 25財契第20号、平成31年3月28日 30財契第69号、令和元年9月5日 31財契第34号、令和3年1月5日 2財契第85号、令和4年2月24日 3財契第84号、令和6年8月15日 6財契第34号

名古屋市が行う工事又は製造の請負、物件の買入れ又は借入れ、役務の委託並びに不用品の売払い等の契約に係る競争入札に参加しようとする者（指名競争入札において指名された者を含みます。）（以下「入札参加者」といいます。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）その他関係法令を遵守するほか、この手引の定めるところに従って入札に参加してください。

### （公正な入札の確保）

- 第1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 入札参加者は、他の事業者その他第三者に対して、自己が当該入札に参加することをみだりに表明してはなりません。
- 3 入札参加者は、正当な理由なく他の事業者に当該入札への参加の有無の問合せをしてはなりません。
- 4 電子入札参加者は、ICカードを他の入札参加者等に譲渡若しくは貸与するなどの不正な使用をしてはなりません。
- 5 電子入札参加者は、同一場所で他の入札参加者と共同して入札を行う等公正な競争を妨げる行為を行ってはなりません。
- 6 市長等（市長又は名古屋市契約事務委任規則により契約事務の委任を受けた者がある場合にはその者です。以下同じです。）は、前項までに規定する行為等が行われ、入札が公正に行われぬ又は行われなかったと判断した場合は、入札手続を延期、中止又は無効とし、契約締結後のときは当該契約を解除することがあります。

(入札保証金)

第2 入札参加者は、その入札金額に100分の5を乗じて得た額以上(単価による入札の場合にあっては、そのつど市長等が定める定額)の入札保証金を納付してください。ただし、入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき、その他入札保証金の納付を要しないものとされたときは、この限りではありません。

2 前項の入札保証金は、入札時限前に納付して入札保証金を納付したことを証する書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を入札の際入札担当職員に提示又は提出してください。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第3 入札保証金の納付は、次の各号に掲げる債券(記名式の債券を除きます。)その他确实と認められる担保で市長の定めるものの提供をもってこれに代えることができます。この場合において、当該債券その他确实と認められる担保で市長の定めるものの提供による担保の評価は、当該各号に定めるところによります。

- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| (1)国債                  | 券面額の100分の90 |
| (2)名古屋市債               | 券面額         |
| (3)名古屋市債以外の地方債         | 券面額の100分の90 |
| (4)金融債                 | 券面額の100分の80 |
| (5)确实と認められる担保で市長の定めるもの | 市長の定める額     |

(入札保証金の還付等)

第4 入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含みます。以下同じです。)は、落札者の決定後に還付します。ただし、落札者に係るものについては、当該落札者との間に契約が成立した後に還付します。

2 落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金は還付しません。(当該入札保証金は、本市に帰属します。)

3 入札保証金には、利子を付しません。

(入札)

第5 入札参加者は、設計書、仕様書、図面、契約書(案)及び現場等を熟覧のうえ入札してください。これらの書面の記載内容等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができます。

2 入札は、持参入札、郵送入札又は電子入札のいずれかで、あらかじめ指定された方式により執行します。ただし、電子入札の場合において、入札保証金の納付を要する者及びICカードの名義人の変更、破損、パソコン等のシステム障害などやむを得ないと認められる理由により、電子入札システム

の利用ができない場合で、「紙による入札参加申込書」を提出し、入札担当部署の承諾を受けた者に限り、紙による入札ができます。

- 3 前項で規定する紙による入札での入札参加手続については、名古屋市電子入札実施要領(17財監第73号。以下「電子入札実施要領」といいます。)で定めます。

#### (持参入札及び郵送入札)

第6 持参入札の参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名押印(あらかじめ届け出た使用印鑑に限ります。以下同じです。)のうえ、あらかじめ当該入札に係る入札公告又は指名競争入札執行通知等で示した日時及び場所において、入札担当職員の指示に従い入札箱に投入してください。郵便又は電信による入札は認めません。

- 2 入札書は、かい書で記入してください。金額については、アラビア数字を用い、その数字の直前に「円」又は「金」を記入してください。
- 3 郵送入札の参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名押印のうえ、あらかじめ当該入札に係る入札公告又は指名競争入札執行通知等で示した入札書受付締切日時までに到達するよう郵送してください。入札担当部署の承諾を受けた者に限り、紙による入札により入札に参加することができます。
- 4 郵送入札を行う場合は、二重封筒を用い、入札書の中封筒に入れて封印し、中封筒表面に入札参加者の商号又は名称、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載し、書留又は簡易書留により郵送してください。

#### (電子入札)

第7 電子入札の参加者は、当該入札に係る入札公告又は指名競争入札執行通知等に示した入札書受付締切日時までに電子入札システムにより入札書を送信してください。その際、入札金額等の入力を正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力内容を確認してください。

- 2 前項の入札書受付締切日時等電子入札における時刻は、電子入札システムに表示される時刻とします。
- 3 電子入札における入札書等は、送信データが電子入札システムサーバに到着した時点で提出されたものとしますので、入札書等の提出後に表示される受信確認通知又は送信完了画面により送信データの到着を確認してください。
- 4 電子入札については、この手引に定めるほか電子入札実施要領に定めるところに従ってください。

※ 入札方法について(第5～第7)

持参入札	あらかじめ市長等が指定する日時及び場所において、入札参加者が書面による入札書を入札箱に直接投入する入札をいいます。
郵送入札	あらかじめ市長等が指定する期限までに到達するように、書面による入札書を入札担当部署に郵送する入札をいいます。
電子入札	あらかじめ市長等が指定する期限までに、入札参加者が電子入札システムにより入札書を入札担当部署に送信する入札をいいます。
(紙による入札)	郵送入札又は電子入札の場合において、あらかじめ市長等が指定する期限までに、入札参加者が書面による入札書を入札担当部署に直接提出することをいいます。(入札担当部署の承諾を得た者に限りです。)

(注) 特定調達契約の場合は、特例が認められますので、第24も参照してください。

(入札執行の協力)

第8 入札参加者は、入札担当職員の指示に従い、入札が正常に執行されるよう協力してください。

(代理人による入札)

第9 持参入札において、代理人によって入札しようとする者は、委任状を提出してください。ただし、名義人及び使用印鑑が本市に登録されたものと一致する入札書を持参した者は名義人本人とみなしますので、この場合、委任状の提出は不要です。

2 前項の代理人について、その資格が真実性を欠くとき、その他不適正と判断するときは、この者による入札を認めないことがあります。

(入札の辞退)

第10 入札参加者は、自己の入札の完了(持参入札の場合は入札書が入札箱に投入された時点、電子入札の場合は入札書の送信データが電子入札システムサーバに到着した時点、紙による入札の場合は入札書が入札担当部署に提出された時点、郵送入札の場合は入札書が入札担当部署に到達した時点とします。以下同じです。)に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 持参入札において入札を辞退する場合は、入札執行前のときは、入札辞退届を入札担当部署に持参又は郵送してください。入札執行中のときは、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入してください。

3 郵送入札において入札を辞退する場合は、入札書受付締切日時までに、

入札辞退届を持参又は郵送してください。

- 4 電子入札において入札を辞退する場合は、入札書受付締切日時までに、電子入札システムにより入札辞退届を提出してください。
- 5 入札を辞退した者(前3項で規定する入札辞退届を提出した者に限りません。)は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けることはありません。

(入札書の書換え等の禁止)

第11 入札参加者は、自己の入札の完了後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(開札)

- 第12 持参入札の開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行うものとし、当該入札者は、その開札に立ち会ってください。
- 2 郵送入札の開札は、入札公告又は指名競争入札執行通知等に示した日時及び場所において行うものとし、当該入札者で希望する者は、その開札に立ち会うことができます。
  - 3 電子入札の開札は、入札公告又は指名競争入札執行通知等に示した日時及び場所において行うものとし、当該入札者で希望する者は、入札後資格確認型一般競争入札の場合を除き、その開札に立ち会うことができます。
  - 4 持参入札及び郵送入札において、やむを得ない理由等により入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員が立ち会うものとします。

(入札の無効)

第13 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1)競争入札参加資格を有しない者のした入札

※ 一般競争入札の場合は公告の日から、指名競争入札の場合は指名競争入札執行通知の日から、それぞれ落札決定までの間に次のいずれかの期間がある者のした入札も該当します。

ア 名古屋市指名停止要綱(15財用第5号)に基づく指名停止の期間

イ 名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19財契第103号)に基づく排除措置の期間

(2)入札保証金の納付を要する入札について、入札時限までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3)記名押印のない入札(電子入札の場合は、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて送信していない入札)又は記入事項を

判読できない入札

- (4)入札事項を記入せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (5)自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした2通以上の入札
- (6)委任状を提出していない代理人のした入札
- (7)金額を改ざんし、又は訂正した入札
- (8)予定価格を超過した金額を記載した入札(予定価格を事前公表した場合に限ります。)
- (9)積算内訳書の提示又は提出を求めている入札において、積算内訳書の提示又は提出がないと認められた者のした入札
- (10)入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず誓約書の提出をしない者のした入札
- (11)入札公告若しくは指名競争入札執行通知又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (12)入札公告若しくは指名競争入札執行通知又は入札説明書に定める期限までに完了しなかった入札
- (13)競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格の確認に必要な資料(以下「申請書等」といいます。)に虚偽の記載をした者のした入札
- (14)申請書等の提出を求められたにもかかわらず申請書等を提出しない者、又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらずその指示に応じない者のした入札
- (15)最低制限価格を定めた入札において、予定価格に10分の 7.5を乗じて得た金額に満たない金額を記載した入札(予定価格を事前公表した場合に限ります。)
- (16)その他入札の条件に違反した入札

(再度入札)

第14 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに(郵送入札又は電子入札の場合は、別に日時等を指定して)、再度の入札を行います。

- 2 前項の再度入札は、原則として、2回(初度入札を含め3回)を限度とします。ただし、予定価格を事前公表した入札の場合は、再度入札は行いません。
- 3 初度入札又は再度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再度入札又は再々度入札に参加することができません。

(落札者又は落札候補者の決定)

第15 入札をした者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による入札の場合は、予定価格の制限の範囲内で価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって入札した者）（以下「落札者となるべき者」といいます。）を落札者又は落札候補者とします。

（くじによる落札者又は落札候補者の決定）

第16 落札又は落札候補となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに（郵送入札の場合は、契約担当者が指定する日時及び場所において）当該入札者がくじ（電子入札の場合は、別に定めるところにより実施する電子くじを含みます。）を引いて、落札者又は落札候補者を決定します。

2 当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、この者に代わって、当該入札事務に関係のない本市職員がくじを引きます。

（落札者となるべき者を落札者とししない場合）

第17 第15の規定にかかわらず、あらかじめ最低制限価格を定めている場合において、落札者となるべき者の入札価格がその価格に満たないときは、その者は落札者となることができません。また、あらかじめ低入札価格調査の基準となる価格を定めている場合において、落札者となるべき者の入札価格がその価格に満たないときは、その者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とししないことがあります。

（積算内訳書の作成）

第18 入札参加者は、積算内訳書を作成する等して、適正に見積もりを行ってください。

2 予定価格を事前公表した入札その他のあらかじめ指定された入札においては、次項以下に定めるとおり積算内訳書の確認を行います。

3 持参入札（総合評価落札方式による入札の場合を除きます。）においては、原則として、落札者となるべき者のみ入札担当職員に積算内訳書を提示してください。ただし、必要があると認められるときは、提示に代えて提出を求めたり、落札者となるべき者以外の者にも、提示又は提出を求めることがあります。

4 郵送入札においては、入札書を入れた封筒に積算内訳書を同封してください。

5 電子入札及び総合評価落札方式による入札においては、入札参加者全員が電子入札システム又はその他あらかじめ認められた方法により積算内

訳書を提出してください。

- 6 前3項の確認において、積算内訳書の提示又は提出がないと認められた場合は、その者のした入札は無効とします。
- 7 必要があると認められるときは、積算内訳書を提示又は提出した者に説明を求めるとともに、必要な指示をすることがあります。
- 8 前項の指示に従わない場合又は当該積算内訳書において積算が適切に行われていないと認めた場合は、その者を落札者とせず、落札決定後であっても、それを取り消すことがあります。
- 9 落札者となるべき者を落札者とせず、又は落札決定を取り消した場合は、当該入札における次順位者(予定価格の制限の範囲内で落札者となるべき者から順に最低の価格をもって入札した者又は価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって入札した者をいいます。)に積算内訳書の提示又は提出を求め、落札者となるべき者と同様の確認を行い、適切に積算が行われていることを確認した上で、落札決定を行います。

(入札の中止等)

- 第19 天災地変があった場合又はシステム障害の発生等により電子入札の執行が困難な場合は、入札を延期若しくは中止又は入札方法を変更することがあります。
- 2 予定価格を事前公表した一般競争入札において入札者(入札が無効とされた者を含みます。)が1者となった場合は、郵送入札及び電子入札の場合を除き、入札を中止します。
  - 3 指名競争入札の初度入札において入札者(入札が無効とされた者及び持参入札を行う場合にあっては、入札執行中に入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入した者を含みます。)が1者となった場合は、郵送入札及び電子入札の場合を除き、入札を中止します。
  - 4 入札参加者が入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とし、前3項及び次条その他の事由により入札が中止された場合であっても同様とします。

(入札談合に関する情報があった場合等の措置)

- 第20 入札談合に関する情報があった場合その他談合の疑いがある場合は、事実確認等のため、入札を延期することがあります。
- 2 入札談合の事実が確認された場合又は入札談合の事実が確認されなかった場合であっても談合等不正行為の疑いが払拭できないと考えられるときは、名古屋市公正入札調査委員会の勧告又は意見に基づき、入札及び契約の公正性を確保するため、次の各号に掲げる措置を講じることがあります。

(1)入札の中止

- (2)入札手続きの変更
- (3)入札に参加できる者を選定するくじ(以下「入札参加者選定くじ」といいます。)の実施(指名競争入札のときに限ります。)
- (4)落札又は落札候補者決定の取消し(既に契約に至っている場合は契約の解除)
- (5)その他必要と認める措置

(入札参加者選定くじの実施等)

第21 入札参加者選定くじを実施する場合は、指名を受けた者の2分の1の者を限度として、指名を取り消します。

- 2 入札参加者選定くじの結果により指名を取り消された者が既に入札を完了していた場合は、この者のした入札は無効とします。
- 3 入札参加者選定くじを実施する場合において、指名を受けた者のうちくじを引く者が2者以下のときは、入札を中止します。
- 4 第1項その他の事由により指名を取り消された者が入札に参加するために要した費用は、その者の負担とします。

(契約保証金)

第22 落札者は、契約を締結する日時までに契約金額に100分の10を乗じて得た額以上(単価によるもの、長期間の継続的給付を目的とするものその他この率によることが著しく実態に即さないものについては、そのつど市長等が定める定額)の契約保証金を納付してください。ただし、落札者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、その他契約保証金の納付を要しないものとされたときは、この限りではありません。

- 2 契約保証金の納付は、担保の提供をもってこれに代えることができます。この場合は、第3の規定を準用します。
- 3 契約保証金(契約保証金に代えて提供された担保を含みます。以下同じです。)は、契約内容に従った履行を終わった後に還付します。
- 4 契約保証金には、利子を付しません。

(契約書の作成)

第23 落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日(名古屋市の休日を含め定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に定める休日を含みません。)以内に、契約書(議会の議決に付すべき契約であるときは仮契約書)に記名押印又は電子署名をしてください。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、その期間を延長することができます。

- 2 契約書の作成を省略する場合は、落札者は請書を提出してください。

(特定調達契約における特例)

- 第24 第5第2項及び第6第1項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約(以下「特定調達契約」といいます。)に係る入札の場合は、入札参加者は、あらかじめ入札担当部署に届け出ることなく、持参入札のときは郵便による入札を、電子入札のときは紙による入札又は郵便による入札のいずれかを行うことができます。
- 2 郵便による入札を行う場合は、二重封筒を用い、入札書の中封筒に入れて封印し、中封筒表面に入札参加者の商号又は名称、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載し、書留又は簡易書留により郵送してください。
  - 3 郵便による入札の場合は、入札書が入札担当部署に到達した時点を入札の完了とします。
  - 4 第14第1項の規定にかかわらず、再度入札を行う場合において郵便による入札を行った者があり、直ちに再度入札を行うことができないときは、入札担当職員が指定する日時等において再度入札を行います。
  - 5 第16第1項の規定にかかわらず、くじにより落札者を決定する場合において当該落札者となるべき同価の入札をした者の中に郵便による入札を行った者があり、直ちにくじを引くことができないときは、入札担当職員が指定する日時及び場所においてくじを行います。
  - 6 第18第2項及び第3項の規定にかかわらず、積算内訳書の作成を求められた入札において郵便による入札を行う場合は、入札書を入れた封筒に積算内訳書を同封してください。この場合において、積算内訳書の同封がないと認められるときは、当該入札者のした入札は無効とします。
  - 7 特定調達契約に係る入札の場合は、第19第2項及び第3項の規定は適用しません。

附 則

- 1 この手引は、平成18年4月1日(以下「施行日」といいます。)から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約に係る競争入札について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約に係る競争入札については、なお従前の例によります。
- 2 従前に入札参加者心得(一般競争入札参加者心得、名古屋市競争入札参加者心得(特定調達契約用)、一般競争入札参加者心得(入札後資格確認型一般競争入札(郵送方式)用)、一般競争入札参加者心得(入札後資格確認型一般競争入札(持参方式)用)、名古屋市競争入札参加者心得(電子入札)、名古屋市指名競争入札参加者心得)は廃止します。

附 則

この手引は、平成18年9月1日から施行します。

附 則

この手引は、平成19年1月1日から施行します。

附 則

この手引は、平成19年1月31日から施行します。

附 則

この手引は、平成19年10月1日から施行します。

附 則

この手引は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例によるものとします。

附 則

この手引は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例によるものとします。

附 則

この手引は、平成21年3月1日から施行します。

附 則

この手引は、平成21年8月1日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例によるものとします。

附 則

この手引は、平成24年6月1日から施行します。

附 則

この手引は、平成25年10月15日から施行します。

附 則

この手引は、平成31年4月1日から施行します。

附 則

この手引は、令和元年10月1日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例によるものとします。

附 則

この手引は、令和3年2月1日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例によるものとします。

附 則

この手引は、令和4年4月1日から施行します。

附 則

この手引は、令和6年9月2日から施行します。

(様式1)

# 入札書

令和 年 月 日

(あて先)熱田区区民まつり実行委員会  
会長 林 秀夫 様

(入札者)所在地  
商号又は名称  
代表者役職・氏名

印

熱田区区民まつり実行委員会の実施する下記件名の入札公告及び入札説明書記載事項を承諾の上、下記のとおり入札します。

## 記

金額	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

件 名

令和8年度 熱田区区民まつり「にぎわい秋まつり」設営等業務委託

※消費税抜きの金額を記入してください。

※金額の頭に「¥」又は「金」と記入してください。

※本件入札の結果をお知らせしますので、下表に担当部署等を記入してください。

担当部署		担当者名	
電話番号		FAX番号	
E-mail アドレス			



(様式2)

## 委任状

私(甲)は、都合により乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

### 記

令和8年6月2日付で公告のあった「令和8年度熱田区区民まつり「にぎわい秋まつり」設営等業務委託」に関する以下の権限

- 1 入札後資格確認型一般競争入札に関する権限
- 2 契約締結に関する権限
- 3 保証金に関する権限
- 4 代金の納付に関する権限
- 5 復代理人選任に関する権限
- 6 その他入札及び契約に関する一切の権限

後日この委任状を解除する場合には、双方連絡のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約します。

令和 年 月 日

甲(委任者) 所在地

商号又は名称

代表者役職名

氏 名

印

上記委任の件、承諾しました。

乙(代理人) 所在地

商号又は名称

役 職 名

氏 名

印

(あて先)熱田区区民まつり実行委員会 会長 林 秀夫



(様式3)

## 入札辞退届

令和 年 月 日

(あて先)熱田区区民まつり実行委員会  
会長 林 秀夫

	所在地	
入札者	商号又は名称	
	代表者	
	役職・氏名	印

下記について、都合により入札を辞退します。

記

件 名

令和8年度 熱田区区民まつり「にぎわい秋まつり」設営等業務委託



(様式 4)

## 競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(あて先)熱田区区民まつり実行委員会  
会長 林 秀夫

(入札者)所在地  
商号又は名称  
代表者  
役職・氏名

令和 8 年 6 月 2 日付で入札公告(以下「公告」という。)がありました下記に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の確認書類を添えて申請します。

なお、入札公告に定める競争入札参加資格を満たしていること、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 件名  
令和 8 年度熱田区区民まつり「にぎわい秋まつり」設営等業務委託
- 2 確認書類
  - ・本店、支店、営業所等所在地確認書(様式 5)
  - ・履行実績調書(様式 6)
  - ・様式 6 に添付する履行実績を証明できる契約書等の写し

申請者 担当部署		担当者 氏名		電話 番号	
-------------	--	-----------	--	----------	--



(様式 5)

## 本店、支店、営業所等所在地確認書

令和 年 月 日

(あて先)熱田区区民まつり実行委員会  
会長 林 秀夫

(入札者)所在地  
商号又は名称  
代表者  
役職・氏名

次のとおり、令和 8 年 6 月 2 日付で入札公告のありました「令和 8 年度熱田区区民まつり「にぎわい秋まつり」設営等業務委託」の入札につきましては、下記のとおり本店、支店、営業所等が名古屋市内にありますので報告いたします。

### 記

1 名称

2 所在地

3 連絡先

4 その他



(様式 6)

## 履行実績調書

令和 年 月 日

(あて先)熱田区区民まつり実行委員会  
会長 林 秀夫

(入札者)所在地  
商号又は名称  
代表者  
役職・氏名

次のとおり、令和 8 年 6 月 2 日付で入札公告のありました「令和 8 年度熱田区区民まつり「にぎわい秋まつり」設営等業務委託」の競争入札参加資格に定める履行実績を有しておりますので届け出ます。

業務内容	
発注者	
履行期間	
履行場所	
概要	

※添付書類 対象実績を証明できる契約書等の写し





### (権利及び義務の譲渡)

第8条 乙は、本契約によって生ずる権利及び義務を、甲の承認なしに第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。

### (一括再委託の禁止)

第9条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

### (契約の変更、中止等)

第10条 甲は、必要と認めるときは、業務の内容を変更し、または業務の施行を一部中止することができる。この場合において、契約の変更を必要とするときは、甲は、その旨を書面で乙に通知するものとし、乙は、甲の指定する時期までに新たな契約書を提出しなければならない。

2 前項の規定により、委託代金の金額(以下「委託金額」という。)を変更する場合において、当初の設計金額に対する委託金額の割合を、変更設計後の設計金額に乗じて得た額を変更委託金額とする。ただし、これにより難いと認めるときは、甲乙協議して定めるものとする。

### (甲の契約解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は履行期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (3) 契約の履行にあたり、甲の指示に従わず、甲の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 契約の相手として必要な資格を欠いたとき。
- (5) 乙から契約解除の申し出があり、その事由を正当と認めたととき。
- (6) 別添1「談合その他の不正行為に係る甲の解除権」に該当したとき。
- (7) その他この契約に定めた条件に違反したとき。

2 前項の規定(第5号、第6号を除く。)により契約が解除されたとき、乙は、甲の指定する納入期限までに違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定により契約を解除した場合、甲の損害が前項の規定により補填されることとなる額を超えるときは、乙は、その超える額を賠償しなければならない。

#### **(選挙時の甲の契約解除権)**

第12条 甲は、衆議院の解散等により選挙期日が令和8年11月15日となったときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により、甲が契約を解除する場合には、契約変更の手続きにより行うものとする。

#### **(天災又は感染症の流行等の不可抗力な事由による甲の契約解除権)**

第13条 天災又は感染症の流行等の不可抗力な事由により甲が中止と判断したときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により、甲が契約を解除する場合には、契約変更の手続きにより行うものとする。

#### **(損害賠償責任)**

第14条 乙がこの契約による事務を処理するに際し、事故等が発生した場合については、すべて乙の責任において賠償を行うものとする。

#### **(秘密保持)**

第15条 乙は、この契約による事務を処理するにあたって業務上知り得た秘密を漏らしてはならず、委託期間終了後も同様とする。

#### **(信用失墜行為の禁止)**

第16条 乙は、この契約による事務を処理するにあたって、社会通念上、市民から信用を失墜するような行為を行ってはならない。

#### **(補則)**

第17条 本契約について疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号  
名古屋市熱田区役所内  
熱田区区民まつり実行委員会

会 長 林 秀 夫 印

乙

# 設 計 書

業務委託名	令和8年度熱田区区民まつり「にぎわい秋まつり」 設営等業務委託
業務委託場所	大瀬子公園一帯 (所在地：名古屋市熱田区木之免町)
業務委託概要	『令和8年度熱田区区民まつり「にぎわい秋まつり」 設営等業務委託仕様書』のとおり
履行期間	契約締結日から令和8年11月19日まで
支払条件	後払い（前払い・部分払い 無）
契約締結方法	入札後資格確認型一般競争入札



## 令和8年度熱田区区民まつり「にぎわい秋まつり」設営等業務委託仕様書

### 1 契約書に定める事項の詳細

#### (1) 契約書第1条関係

##### ① 実施日時

令和8年 11 月 15 日(日)午前 10 時から午後 3 時まで

##### ② 設営及び撤収の日時

(ア)設営 令和8年 11 月 14 日(土) 午前 8 時から午後 8 時まで(予定)

8 時 ・・会場設営開始(ステージ・テント・看板等)

18 時 ・・夜間警備(委託者が手配)開始

19 時 ・・設営の確認(委託者)

20 時 ・・設営終了予定

(イ)撤収 令和8年 11 月 15 日(日) 午後 4 時頃から撤収完了まで

7 時 ・・委託者会場到着

8 時 ・・ブース出展者搬入、準備

10 時 ・・まつり開始

15 時 ・・まつり終了

16 時 ・・ブース出展者退出、会場撤収開始

19 時 ・・撤収の確認(委託者)

20 時 ・・撤収完了予定

##### ③ 業務場所

大瀬子公園 (所在地:名古屋市熱田区木之免町)

別紙 1「令和8年度にぎわい秋まつりブース配置計画」を基本とする。ただし、テントの数量及び配置等は、変更する場合がある。

##### ④ 業務内容

(ア) 熱田区区民まつり「にぎわい秋まつり」実施のための業務内容

a) テント、展示車両の配置に関する提案、調整、アドバイス等

b) 必要設備・物品等の調達・設営・撤収

c) 当日の進行・運営、ゴミ、し尿等廃棄物の処理、会場の原状回復等

d) その他必要事項

(イ) 本仕様書を含む設計図書の内容に不明瞭な事項があった場合は、契約書第4条第2項に示すとおりとする。

⑤ 業務委託期間

(ア) 契約締結時から令和8年11月19日(木)まで

(イ) 設営及び撤収の日程及び時間は、上記②のとおり

(ウ) 上記期間は、この業務によって発生した会場内のゴミの撤収、し尿処理等を含め委託業務全てを完了した後の検査と、検査不合格による修復のための日数を合わせたものである。

⑥ その他重要事項

(ア) 業務に従事する担当責任者及び副責任者は、催事業務従事経験を有する者とし、公園の利用にあたっての注意事項を遵守し、設計資料に基づき迅速かつ的確に業務を遂行すること。

(イ) 会場の設営及び撤収にあたっては、指定時間を守るとともに、周囲への騒音を抑え、会場利用者等周囲の安全にも配慮し、事故が起きないように施工すること。

(ウ) 前日の設営時及び当日は担当責任者を会場に常駐させ、常に連絡が取れる体制をとること。

⑦ 提出書類

(ア) 着手届

契約書締結後10日以内に、担当責任者及び副責任者の氏名、それぞれの催事業務従事経験の内容を明記した着手届を提出すること。なお、イベント業務管理者資格を有する者にあつては、その旨を明記すること。

(イ) 完了届

この契約に係る業務のすべてが完了したときは、速やかに完了届を提出すること。

(ウ) 請求書

検査員による検査が合格した旨の連絡を受けた以降に、請求書を提出すること。

⑧ 特記仕様書

受託者は、この契約による事務を処理するにあたっては、別記「情報取扱注意事項

目」、別記「暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書」、別記「談合その他不正行為に係る特約条項」、及び別記「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

## (2) 契約書第4条関係

熱田区区民まつり実行委員会会長その他の関係者、及び関係機関から特別の指示があったときは、その指示に従うこと。

## (3) 契約書第7条関係

- ① 検査確認は、設計書に定める内容を基本として行う。
- ② 検査員の検査に加えて、会場が都市公園内であることから、公園管理者等による原状回復検査の合格を受けたうえで、最終的に検査員による検査合格とする。

## (4) 契約書第12条関係

- ① 衆議院の解散等により選挙期日が令和8年11月15日(日)になった場合は、委託者は契約を解除することができるが、その場合にあつては契約変更の手続きにより行うものとし、変更額の積算は、損料計算を基本として次のように行う。
  - (ア) 手持ち資機材は、支払いの対象としない。
  - (イ) 設計書に定める設備・物品のうち、1件10万円以上の汎用的でない設備・物品であつて、この契約を履行するために特別に購入したものであることが証明できる設備・物品であつた場合には、契約当事者双方が協議のうえ支払うものとするが、契約金額を上回することはできず、また、これに当てはまらない設備・物品は支払いの対象としない。
  - (ウ) 運送賃、人件費は、直接の支払いの対象としないが、適正に配賦されている場合にはこれを認める。
- ② 衆議院の解散等により選挙期日が令和8年11月15日(日)になったときで、委託者が契約を解除することなく、開催日を変更した場合にあつても、受託者はその開催に協力するものとする。

その場合には、履行期日のみの契約変更の手続きにより行う。なお、その期日において受託者による実施が困難であることが明らかであり、受託者からの申請により委託者が認めた場合には、契約書第9条は適用しない。

## (5) 契約書第 13 条関係

天災又は感染症の流行等の不可抗力な事由により委託者が中止と判断したときは、契約を解除することができる。その場合にあっては契約変更の手続きにより行うものとし、変更額の積算は、原則として次のように行う。

- ① 11月12日(木)午後5時までに中止の決定を受託者に伝えた場合には、すでに受託者側で支払が確定しているものを除き、出来高なしとする。
- ② 11月12日(木)午後5時以降に中止の決定を受託者に伝えた場合には、委託者受託者双方協議のうえ定めるが、契約金額を上限とする。
- ③ ②の規定にかかわらず、受託者による設営が完了した以降に委託者が中止した場合には、撤収、原状回復を行う必要があることから、その完了検査合格をもって、出来高100%として取り扱う。
- ④ 運送賃、人件費は、直接の支払いの対象としないが、適正に配賦されている場合には、これを認める。

## (6) 契約書第 14 条関係

- ① 会場の設営・運営に起因して発生した事故等の賠償に備え、適切な賠償責任保険、傷害保険に加入すること。
- ② 遅くとも設営日の前々日までに、会場担当責任者の連絡先携帯電話番号を委託者に通知すること。
- ③ 業務において緊急を要する場合や事故が発生した場合は、速やかに委託者に連絡すること。
- ④ 設営・撤収に際しては公園・広場の植栽や設備を損なうことのないよう、善良なる管理者の注意をもって十分に配慮すること。また、撤収時は原状回復すること。

## 2 設計書に定める設備・物品の詳細(別紙 2「設備・物品一覧」参照)

### (1) ステージ関係

#### ① ステージ【No.1・2】

- (ア) ステージにはニードルパンチカーペット(6m×4m)を敷く等登壇者のスリップ事故を未然に防ぐ処置をすること。なお雨天時の対応等、詳細は事前に委託者と調整して決定すること。
- (イ) 委託者が作成した「協賛企業ロゴ」を印刷したステージ看板を、バックパネルの左右両端に取り付けること。

#### ② 音響【No.3】

- (ア) 会場内にステージの音が流れるようにスピーカーの向き・個数を考慮して配置すること。会場周辺への騒音に十分に配慮すること。
- (イ) 音響設備は、ステージの演舞・演奏、司会・進行等に対応できるものであること。
- (ウ) PA テント位置は、事前に委託者と調整して決定すること。
- (エ) ワイヤレスマイクは、最低 6 本準備すること。
- (オ) 使用する音源については、CD、MD、その他デジタルファイルを使用可能にすること。
- (カ) 出演演目等の詳細は、契約後打ち合わせ時に提示する。
- (キ) オペレーターを複数人配置し、当日事前に出演者と調整すること。

### (2) 会場全体関係

#### ① 会場全体音響【No.4】

会場全体にお知らせ、BGM の音が流れるようにスピーカーの向き・個数を考慮して配置すること。会場周辺への騒音に十分に配慮すること。

#### ② テント【No.5～7】

- (ア) テント配置は配列等、事前に委託者と調整して決定すること。
- (イ) テントが風等で飛ばないように、措置を講ずること。

#### ③ 側幕【No.8】

更衣室、お茶出し、スタンプラリー、飲食ブース等で使用。

#### ④ 会議用テーブル、折畳み椅子【No.9・10】

委託者が指示した数量を、テント毎に搬出入。

⑤ 電源コンセント【No.11】

(ア) 電圧は100Vを使用。主に調理器具、熱中症対策に使用。

(イ) 電源を必要とするブースの場所、各ブースの回路数(2口又は3口の予定)、及び必要な容量は、契約後委託者から案を提示する。

(ウ) 接続に電源リールが必要となる場合は、受託者において確保すること。

⑥ 発電機【No.12】

(ア) 設置場所は事前に委託者と調整して決定すること。また、安全確保のため消火器を設置しカラーコーン・バー等で囲うこと。

(イ) 出展ブース及び音響の電源は全て発電機を使用し、必要となる燃料は不足しないよう確保のうえ補充すること。

⑦ 一般用消火器【No.13】

火器を扱う職員ブース、本部に設置

⑧ ブルーシート【No.14】

飲食ブース、更衣室、授乳室などに敷いて使用

⑨ 3人掛けベンチ【No.21】

ステージ観客席、休憩用等として設置

⑩ トイレ設備について【No.24～28】

(ア) 会場内に水洗洋式仮設トイレを男性用3台、女性用6台に仕切って設置すること。

(イ) 仮設手洗いユニットを男性用女性用各1台、仮設トイレに沿って設置すること。

(ウ) トイレ設備に沿って目隠しパーテーションを設置すること。

(エ) まつり開催時間中も含め随時仮設トイレの汲み取り処理に配慮し、トイレが溢れることのないよう配慮すること。

⑪ ゴミステーション【No.29】

(ア) 分別に応じて、設置箇所毎にゴミ箱8個(可燃ゴミ2・不燃ゴミ・紙製容器包装・プラスチック・ペットボトル・かん・びん各1)を配置すること。

(イ) ゴミ箱は75ℓ以上のポリ容器等を使用し、ゴミが側面から見えないようにすること。

(ウ) 収集用のビニール袋は受託者の負担とし、ゴミ箱の大きさに合う物を使用すること。

⑫ ゴミ集積ブース【No.30】 ……公園堀川沿い歩道南端

(ア) 危険回避のためブース回りに立ち入り禁止措置を施し、上部はネット等で覆うこと。

また、底部はブルーシートを敷く等して、ゴミ回収後の衛生面にも配慮すること。

(イ) 集積されたゴミは、受託者の責任においての当日中に撤収すること。

(3) 看板関係

① 屋外用仕様で、カッティングでも出力でも可とする。

② 原則として自立式とする。ただし、指示する設置場所においてフェンスや手すり等に仮設で固定できる場合は、この限りではない。なお、固定する場合は、フェンスや手すり等を傷めないよう養生すること。

③ 看板デザインは「イラストレータ」ソフトを用いて、委託者の指示する日時までに提出すること。

(4) その他

① 運営スタッフ【No.42・48】

まつり開催中、設営撤収時を通じまつり事務局職員と連絡を密にし、管理運営、ゴミ処理等を的確に遂行すること

② キッチンカー手配【No.43】

(ア) 大瀬子公園内に、キッチンカーを6台手配すること。

(イ) キッチンカーの事業者は、以下の要件を満たすものを適切に選定すること。

【事業者要件】

- ① 当該箇所(愛知県内)で営業を認める営業許可証を有すること
- ② 営業許可証の種類が、自動車による飲食店営業であること
- ③ 食品衛生管理者、又はそれに代わる資格を有すること
- ④ 保健センターが定める、適切な衛生管理と加工(調理等)ができること
- ⑤ 酒類を提供しないこと
- ⑥ PL 保険に加入していること
- ⑦ 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと

- ⑧ 国税及び地方税を滞納していないこと
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律)第2条第2号に規定する団体、及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(ウ) キッチンカー出店にかかる調整、及び運営管理

- a. 受託者は透明性、公平性を確保して業務にあたること。
- b. 出店事業者の希望を勘案し、出店調整すること。
- c. 販売品目は、既存ブース出展団体と重複しないよう委託者と事前協議すること。

※既存ブースの出展が想定される主な品目

はまぐり やきそば フランクフルト はちみつ 漬物 玉せん  
コロッケ みたらし団子 五平餅 わらび餅 ソフトドリンク

- d. 出店に際しての必要物品は、簡易手洗い等の衛生機器を含め、受託者の責任と負担において確保すること。
- e. 出店時間は、午前10時～午後3時とすること。
- f. 視覚障害者用誘導ブロックの利用を妨げない等、歩行者が安全かつ円滑な通行ができるよう配慮すること。
- g. 食品衛生責任者の有資格者を、キッチンカー毎に配置すること。
- h. 食品衛生責任者受講終了証の写し、愛知県内に管轄を有する保健センターの営業許可の写し、並びに食品取扱関係施設調査票を取りまとめ、事前に委託者に提出すること。
- i. 販売及び調理に関するすべてのゴミ(廃棄物)は、受託者の責任と負担において処理すること。
- j. キッチンカー毎に、必ず消火器(10型)1本以上を設置すること。
- k. 出店時の装飾品(看板・ノボリ旗等)の設置は、委託者の指示に従うこと。
- l. 営業中の発電機への給油は厳禁とする。準備中であってもエンジン稼働中は同様とする。
- m. 搬入・搬出の時間帯及びルートは、11月上旬までに委託者から指示をする。
- n. 気象条件等により区民まつりを中止する場合、当日午前6時までに決定するが、その場合であってもキャンセル料支払いや営業補償は行わない。

③ 設営・撤収・運搬(ゴミ回収を含む)【No.43・44】

- (ア) 設営・撤収は安全計画を立て、カラーコーンやA型バリケード等で作業場所を囲う等、公園利用者の安全に配慮すること。なお、安全計画は9月末までに作成し、委託者に提出すること。

- (イ) 公園は車幅の広い車両(2.8m 以上)は通行ができない可能性があるため、事前に現地を確認し、適切な車両を配車すること。また、植樹があり、車高の高い車両は通行ができない可能性があるため、事前に現地を確認すること。
- (ウ) 公園内に進入できる車両は原則として4トン車以下に限る。入口は公園東側と南側とする。進入時間は、安全対策で当日は9時までと16時30分以降に限る。
- (エ) 南側公園入口にある車両等侵入防止石柱の引き抜き及び保管は、受託者が行うものとする。なお、保管場所については、受託者が事前の確認の上委託者と協議し決めること。
- (オ) 公園進入退出の際は、歩行の安全に特に配慮すること。
- (カ) フォークリフト等の使用にあたっては、公園内の造作物、舗装等を傷めないよう配慮すること。
- (キ) 撤収時には、トンボかけを実施し、公園内グラウンド(メイン会場、働く車ゾーン及び駐輪場)の轍等を残さないよう原状回復を図ること。なお、必要に応じて、車両を利用したのトンボかけを行うことは可能とする。

#### ④ のぼり旗設置一式【No.46】

設置場所等は別途指示。のぼり旗のポール及び設置の台座は受託者において調達すること。杭は不可。

#### ⑤ 司会者【No.49】

- (ア) 「熱田区おしゃべり大使 旭堂鱗林」氏とすること(委託者において日程は確保済みであるが、調整や報酬支払等は受託者で行うこと)。
- (イ) 司会者の飲食物、昼食を受託者において準備すること。

#### ⑥ 会場図製作【No.50】

- (ア) まつり会場の図面を、受託者において「イラストレータ」ソフトで作成すること。
- (イ) 図面の著作権は委託者に属するものとする。

### 3. 留意事項

設計書に定める設備・物品の数量等については、その後の事情により変更する場合があります。

#### 4. 業務打合せについて

- (1) 委託者との全体打合せは、契約時、まつり開催直前及びその中間時点の計 3 回程度概ね 1～2 時間を区役所で行う予定である。また、必要に応じてまつり会場となる現地でも行うものとする。
  
- (2) その他個々の打合せは、必要に応じて随時行うものとする。契約期間中は、担当者と迅速に連絡が取れる体制を整えること。

## 情報取扱注意項目

### (基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

### (適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

### (再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市

規則第 50 号) 第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。) の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託 (以下「再々委託」という。) させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

#### (複写及び複製の禁止)

**第 7** 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物 (委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。) を複写し、又は複製してはならない。

#### (情報の返却及び処分)

**第 8** 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

#### (情報の授受及び搬送)

**第 9** 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

#### (報告等)

**第 10** 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

#### (従事者の教育)

**第 11** 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法 (受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例) に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

- 4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

**（契約解除及び損害賠償等）【約款の場合は推奨】**

**第12** 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
  - (2) 損害賠償を請求すること。
  - (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

#### 特定個人情報を取り扱う事務を委託する場合

**（特定個人情報に関する特則）**

**第13** 受託者は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第 2条第 8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ委託者の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、委託者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。

4 受託者は、前 3項に規定する事項のほか、番号利用法第 2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

※ 個人番号関係事務の場合は、「第 2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。

特定個人情報を除く機密情報を保存したことがある記録媒体を廃棄し、又は返却する際に電子情報の消去を委託等する場合

**（電子情報の消去に関する特則）**

**第14** 受託者は、委託者が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含

む。) をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 受託者は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、委託者の確認を受けなければならない。

## 暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書

妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

（発注者の解除権）

第1条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
  - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

## 障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

## 談合その他の不正行為に係る特約条項

### (談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

第1条 発注者は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
  - (2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
  - (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以下「契約規則」という。）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手續によるものとする。

### (談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

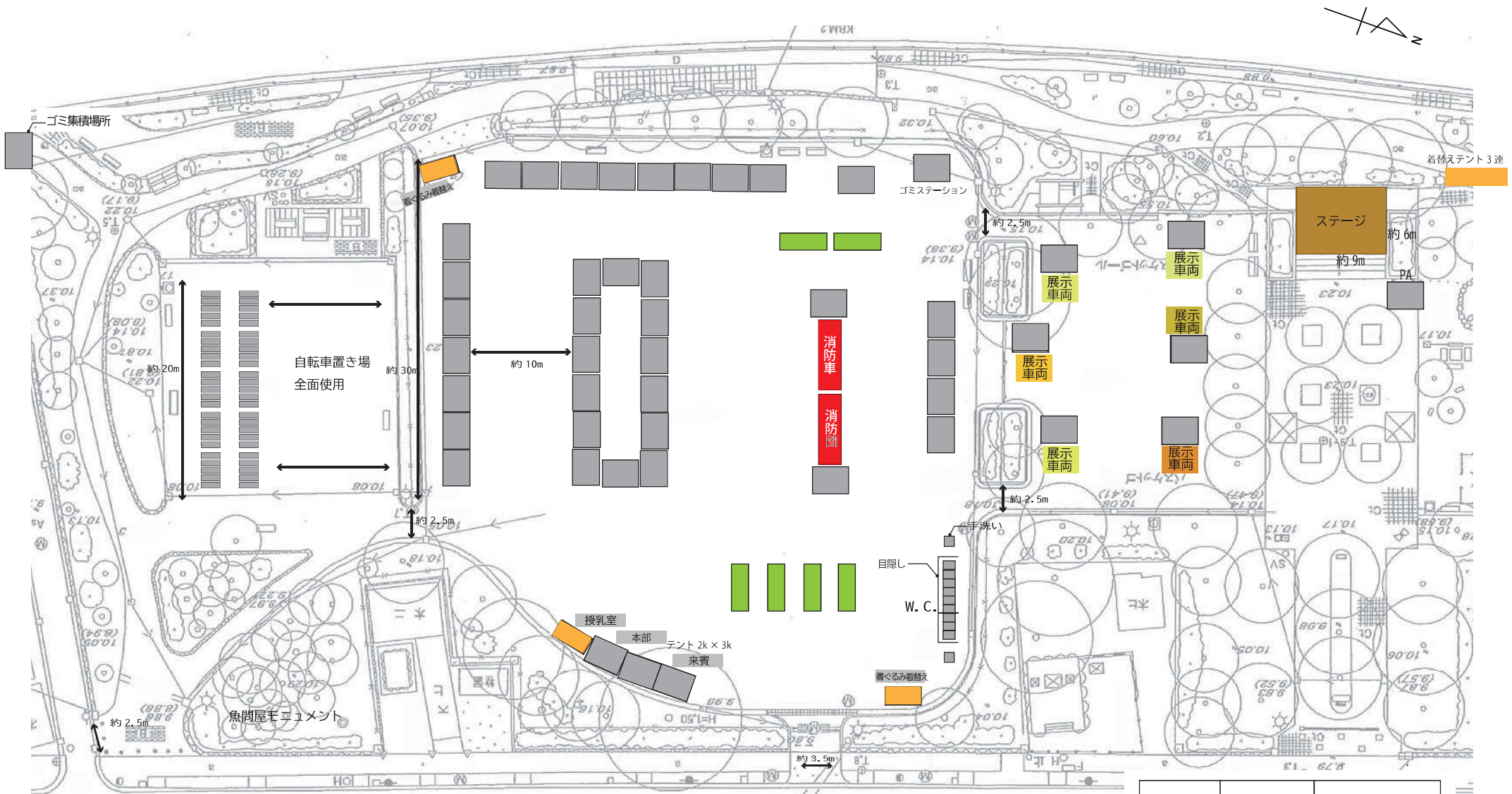
第2条 受注者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。




- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるとき。
  - (2) 前条第1項第2号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定

する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

# 令和8年度にぎわい秋まつりブース配置計画



	仮設トイレ	1.6m × 0.8m
	テント (小)	2.7m × 1.8m
	テント	3.6m × 2.7m
	キッチンカー	6m × 2.5m



## 令和8年度 熱田区区民まつり 設備・物品一覧

## 1. ステージ関係

No	項目	数	単位	単価	金額	内容・規格
1	ステージパネル	1	式			W9,000×H2,400(mm)タイトル、協賛企業ロゴ印刷含む
2	ステージ	1	式			W6,000×D4,000(パンチ直貼り)
3	音響関係(PA関係一式・運搬費・オペレーター等含む)	1	式			操作に必要なテント、テーブル、椅子、その他機材等含む

## 2. 会場関係

## (1) 大瀬子公園

No	項目	数	単位	単価	金額	内容・規格
4	会場全体音響	1	式			会場全体にアナウンス、BGMが流れるようにスピーカーの向き・個数を考慮
5	テント(2K×3K)	3	張			固定用重り含む(本部、来賓用)
6	テント(1.5K×2K)	44	張			固定用重り含む
7	テント(1K×1.5K)	6	張			固定用重り含む(ステージ控室、着ぐるみ着替え、授乳室)
8	側幕(白)	104	間			更衣室・救護所・来賓・模擬店など
9	長机(1,800×450)	208	本			表面はデコラ仕様
10	折畳みパイプ椅子	424	脚			ステージ上、ブース用
11	電源コンセント	65	個			ブース用
12	小型発電機(防音措置、燃料、消火器、進入禁止処置含む)	26	基			2.8KVA
13	一般用消火器	11	本			本部3
14	ブルーシート(1.5K×2K)	16	枚			飲食ブース、更衣室、授乳室など
15	ビニクロ(前垂れ用シート)	18	枚			飲食ブースの机前面に使用
16	手洗いタンクセット(飲食ブース)	9	セット			ウォータータンク(20L)・バケツ(13L)・タンクを置く台、ハンドソープ、消毒薬
17	洗浄設備用セット(飲食ブース)※営業許可	6	セット			ウォータータンク(20L)・バケツ(13L)・1槽式シンク(ステンレス製)
18	スタンド式クーラーボックス(どぶつけ)	2	台			
19	水道用ホース	1	台			リール巻式
20	耐火ボード(1,800×450)	3	枚			模擬店用
21	3人掛けベンチ	36	脚			背もたれなし。ステージ前、飲食エリア等に使用
22	カラーコーン重り付き	70	個			道路規制・会場規制用など
23	コーンバー 2m	70	本			
24	仮設トイレ	9	台			
25	仮設手洗いユニット	2	台			
26	トイレ運搬費	1	式			

27	トイレ目隠し	1	式			
28	汲み取り費	1	式			
29	ごみステーション	1	ヶ所			ごみ箱8個(分別用)、ごみ袋、リヤカー1台、ごみ集積ブースへの運搬を含む
30	ごみ集積ブース	1	ヶ所			ゴミ等の飛散防止措置を施し、底部はシートを敷く等ゴミ回収後の衛生面にも配慮

### 3. 看板関係

No	項目	数	単位	単価	金額	内容・規格
31	会場案内看板(会場配置・スケジュール)	5	枚			W900×H1,800自立式、会場図の部分に現在位置をつけること(和風デザイン)
32	ステージ横看板タイムスケジュール	1	枚			W450×H1,800自立式(和風デザイン)
33	出展者駐車場案内看板	6	枚			W450×H1,800自立式(和風デザイン)
34	自転車駐輪場看板	2	枚			W450×H1,800自立式(和風デザイン)
35	自転車駐輪場案内看板(※矢印付)	4	枚			W450×H900(和風デザイン)
36	協賛看板	5	枚			W450×H900
37	街道宿場市案内看板	1	枚			W450×H1,800自立式(和風デザイン)
38	トイレ案内看板(※矢印付)	5	枚			W300×H600自立式(和風デザイン)
39	事前告知※ラミネート加工	2	枚			A3サイズ 開催2週間前から発注者指定場所に取り付け
40	ごみステーション案内看板(※矢印付)	5	枚			W450×H900自立式(和風デザイン)
41	自転車注意喚起看板(事故防止)	3	枚			W450×H1,800

### 4. その他

No	項目	数	単位	単価	金額	内容・規格
42	運営スタッフ	2	名			管理運営、ゴミ処理
43	キッチンカー手配	1	式			6台 既存ブースと内容が被らないのも
44	設営・撤去(ゴミ回収処分、会場原状回復(トンボかけ等)を含む)	1	式			安全計画を立て、設営及び撤去時にはカラーコーンで囲うなど安全に配慮
45	運搬	1	式			
46	のぼり旗設置一式	1	式			60本(ポール、設置台含む)
47	電気工事	1	式			
48	運営・進行管理	1	式			
49	司会者	1	名			「旭堂鱗林」氏を指名(大瀬子公園)
50	会場図制作	1	式			データはイラストレーターで作製すること